

# 再評価

## 【ダム事業】

(直轄事業等)

➤ 霞ヶ浦導水事業	・・・・・・・・・・	1
➤ 利根川上流ダム群再編事業	・・・・・・・・・・	4
➤ 川上ダム建設事業	・・・・・・・・・・	6

事業名 (箇所名)	霞ヶ浦導水事業		担当課	水管理・国土保全局治水課	事業 主体	関東地方整備局				
実施箇所	茨城県稲敷市～茨城県水戸市									
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業									
事業諸元	形式:導水トンネル 延長:那珂導水路 約43km、利根導水路 約2.6km									
事業期間	昭和51年度実施計画調査着手/昭和59年度建設事業着手									
総事業費 (億円)	約1,932	残事業費(億円)	約440							
目的・ 必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>霞ヶ浦の湖内のCODは、平成21年度には9.5mg/Lとなり、その後平成23年度には8.2mg/Lまで改善されたが、長期的な水質悪化が継続している(長期ビジョン目標水質COD5mg/L台前半)。夏季にアオコが発生し、腐敗した際には悪臭を放つなど周辺環境・景観を著しく悪化させている。</li> <li>桜川の水質は、BOD75%値が環境基準の5mg/L前後で推移しているが、下流部では富栄養化と水の滞留によりアオコが発生している。千波湖の水質は、横這い状況が続いており平成23年度のCOD75%値は17.0mg/Lであり、千波湖の水質目標(COD8mg/L以下)を上回っている。夏季のアオコ発生が顕著である。</li> <li>利根川では、昭和47年から平成25年の間に概ね3年に1回の割合にあたる15回の濁水が発生し、濁水時の取水制限は1ヶ月以上長期にわたることもあり、特に昭和62年、平成6年及び平成8年の濁水では、取水制限が最大30%に至っている。また、水需要に対しては、十分に供給が確保されておらず、水需要に対して安定的な水の利用を可能とすることが必要である。</li> <li>那珂川下流部における濁水による取水障害は、塩分遡上によるものであり、そのほとんどが4月末から5月初めに発生している。濁水の発生頻度について、平成16～25年の近10か年でみれば、4回生じている。また、増加する水需要に対処するため、新たな水源の確保が必要となっている。</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水質浄化、流水の正常な機能の維持(動植物の保護・漁業、塩害の防止等)、新規都市用水の確保</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策目標:水害等災害による被害の軽減</li> <li>施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>									
便益の主 な根拠	水質浄化に関する便益:支払い意思額 霞ヶ浦 417円/月/世帯、千波湖 329円/月/世帯 流水の正常な機能の維持に関する便益:流水の正常な機能の維持に関して、霞ヶ浦導水と同じ機能を有する施設を代替施設とし、代替法を用いて計上									
事業全体 の投資効 率性	基準年度		平成25年度							
残事業の 投資効率	B:総便益 (億円)	3,469	C:総費用(億円)	1,996	B/C	1.7	B-C	1,473	EIRR (%)	9.2
感度分析	B:総便益 (億円)	1,996	C:総費用(億円)	326	B/C	6.1				
		残事業(B/C)		全体事業(B/C)						
	残事業費(+10%~-10%)	5.7	~	6.5	1.7	~	1.8			
	残工期(+10%~-10%)	6.0	~	6.1	1.7	~	1.7			
	資産(-10%~+10%)	-	~	-	-	~	-			
事業の 効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質浄化 那珂川下流部から霞ヶ浦及び桜川へ導水するとともに、利根川下流部から霞ヶ浦へ導水し、霞ヶ浦、桜川等の水質浄化を図る。</li> <li>流水の正常な機能の維持 霞ヶ浦から那珂川及び利根川へそれぞれ導水し、那珂川下流部及び利根川下流部における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。</li> <li>新規都市用水の確保 霞ヶ浦、利根川及び那珂川の流れを調整し、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県地域の都市用水(水道用水、工業用水)の供給を可能にする。また、那珂川への送水により、茨城県中央地域の都市用水(水道用水、工業用水)の供給を可能にする。</li> </ul>									
社会経済 情勢等 の変化、事 業の進捗 状況(検証 対象ダム 事業等の 点検)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利根川流域は日本の国土総面積の約4.5%を占め、総人口の約10分の1に相当する1,279万人が居住している。流域の人口の多くは利根川中流部及び江戸川に集中しており、東京のベッドタウン等として発展している。なお、1都5県の人口の推移を国勢調査で見ると、戦後特に昭和30年以降東京都を中心に人口が大幅に増加し、その後も緩やかな増加傾向にある。</li> <li>那珂川流域関連市町村の総人口は減少傾向にあり、この傾向は工場が進出し観光リゾート産業が発展する上流域やもともと商業や工業が盛んな下流域の市町村が増加傾向であるのに対し、中流域の市町村では減少傾向にある。</li> </ul> <p>昭和51年 4月 実施計画調査を開始 昭和59年 4月 建設事業に着手 昭和60年 7月 事業計画の策定 平成 5年 8月 第1回事業計画変更 平成13年 9月 第2回事業計画変更 平成14年10月 第3回事業計画変更 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象事業となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、導水路工事(那珂導水路)の施工段階であり、平成26年3月末現在で進捗率は約78% (事業費ベース:総事業費約1,932億円に対する進捗率)</li> </ul> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費及び工期の点検については、現計画の事業費を対象に平成19年度以降現時点までに得られている取水施設工事、導水施設工事の実設計等の新たな情報も踏まえて点検した結果、残事業費は約440億円であることを確認し、これを今回の検証に用いた。また、完成までの工期については、平成19年度以降現時点までに得られている最新の事業進捗状況等を踏まえ、検証完了時期から事業完了までに要する取水施設工事、導水施設工事等の必要な工程を算定した結果、石岡トンネル工事の入札公告から試験通水の終了までに84ヶ月程度必要であることを確認した。</li> </ul>									

<p>事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性</p>	<p>【目的別の検討】  ※霞ヶ浦導水事業に参画している利水参画者(参画中止の意思表示がなされている東総広域水道企業団を除く)に対して、平成23年2月1日付けで導水事業参画継続の意思確認及び水需給計画の確認した結果、平成23年5月19日までに千葉県から参画継続の意思無し、その他は現計画通り参画の意思有りの回答を得ている。</p> <p>「水質浄化」  ・公表されている国や地方自治体等の浄化実施事例、公的機関・研究機関や関係する学会等における文献等、パブリックコメント・学識経験を有する者への意見聴取を踏まえ、280(現計画を除く)の水質浄化技術について収集・整理し、できる限り幅広い水質浄化対策案を検討の上、霞ヶ浦導水事業案を含む6案の水質浄化対策案を立案した。  (1)霞ヶ浦導水事業 案  (2)[霞ヶ浦]下水処理水の放流先変更+[桜川・千波湖]接触酸化施設(湖) 案  (3)[霞ヶ浦]下水処理水の放流先変更+[桜川・千波湖]浸透ろ過法(砂ろ過) 案  (4)[霞ヶ浦]下水処理水の放流先変更+[桜川・千波湖]土壌浄化施設(浸透法) 案  (5)[霞ヶ浦]ウェットランド(湖内湖)+下水処理水の放流先変更+[桜川・千波湖]接触酸化施設(湖) 案  (6)[霞ヶ浦]接触酸化施設(湖)+[桜川・千波湖]接触酸化施設(湖) 案  ・7つの評価軸について評価した。  ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、霞ヶ浦導水案が有利と評価した。</p> <p>「新規利水」  ・利水参画者に対し、事業参画継続の意思の確認を行うとともに、必要な開発量(合計9.026m<sup>3</sup>/s)を確認した。  ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。  ・利水参画予定者に確認した必要な開発量を確保することを基本として立案し、霞ヶ浦導水事業案を含む5案の新規利水対策案を抽出した。  (1)霞ヶ浦導水事業 案  (2)ダムかさ上げ・湖沼掘削 案①  (3)ダムかさ上げ・湖沼掘削 案②  (4)他用途ダム(治水容量)の買上げ 案  (5)地下水取水対策 案  ・6つの評価軸について評価した。  ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、霞ヶ浦導水案が有利と評価した。</p> <p>「流水の正常な機能の維持」  ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案し、霞ヶ浦導水事業案を含む4案の流水の正常な機能の維持対策案を抽出した。  (1)霞ヶ浦導水事業 案  (2)ダムかさ上げ・湖沼掘削 案  (3)他用途ダム(治水容量)の買上げ 案  (4)地下水取水対策 案  ・6つの評価軸について評価した。  ・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、霞ヶ浦導水案が有利と評価した。</p> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】  ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業(霞ヶ浦導水事業)に関する総合的な評価を実施した。  ・水質浄化、新規利水及び流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「霞ヶ浦導水事業案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「霞ヶ浦導水事業案」とであると評価した。</p>
<p>対応方針</p>	<p>継続</p>
<p>対応方針理由</p>	<p>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案(霞ヶ浦導水案)が優位であり、総合的な評価として、現計画案(霞ヶ浦導水案)が優位としている検討主体の対応方針(案)「継続」は妥当であると考えられる。よって、対応方針については「継続」とする。</p> <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)</p>
<p>その他</p>	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;  ・検証の対象となるダム事業(霞ヶ浦導水事業)の対応方針の原案を作成し、「関東地方整備局事業評価監視委員会」への意見聴取を行い、対応方針(案)を決定した。</p> <p>&lt;茨城県の意見・反映内容&gt;  ・国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること。  ・工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること。  ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。</p> <p>&lt;栃木県の意見・反映内容&gt;  ・霞ヶ浦導水事業の実施にあたっては、那珂川の水産資源や自然環境に対する影響を十分に検討した上で、必要な対策を講じる等、県民や漁業関係者の不安を払拭するよう努められたい。</p> <p>&lt;群馬県の意見・反映内容&gt;  ・霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書(原案)案については、異議ありません。</p> <p>&lt;埼玉県の意見・反映内容&gt;  ・速やかに検証を終わらせ、早期に導水路などの工事を再開して事業を進めていただきたい。  ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めるとともに、工期短縮に努めていただきたい。</p> <p>&lt;千葉県の意見・反映内容&gt;  ・「事業継続」と決まれば、コスト縮減の観点からも早期の完成を目指していただきたい。</p> <p>&lt;東京都の意見・反映内容&gt;  ・早期に工事を再開し、一日も早く事業を完了させること。  ・徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。</p> <p>&lt;情報公開、意見聴取等の進め方&gt;  ・検討過程において、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」等を公開するなど情報公開を行った。  ・パブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。  ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。</p> <p>&lt;関連資料リンク&gt;  ・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議  第33回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配付資料一覧  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/dai33kai/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/dai33kai/index.html</a></p>

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

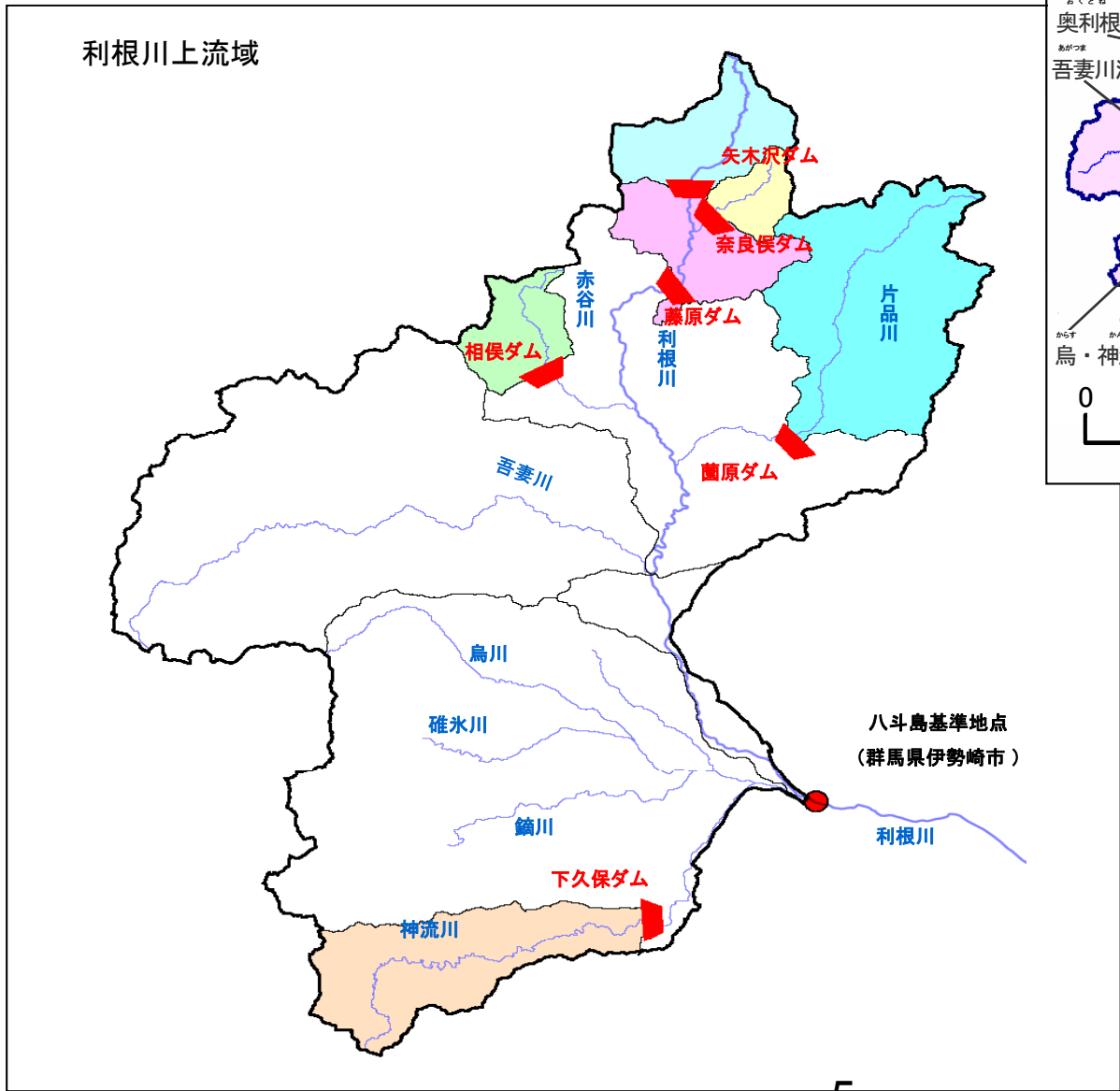
# 霞ヶ浦導水事業 位置図



事業名 (箇所名)	利根川上流ダム群再編事業	担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 大西 亘	事業 主体	関東地方整備局					
実施箇所	群馬県沼田市、藤岡市、利根郡みなかみ町、埼玉県児玉郡神川町									
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施が生じた事業									
事業諸元	・既存ダムの嵩上げ ・既存ダムの容量振替 ・既存ダムの洪水調節方式の変更									
事業期間	平成14年度実施計画調査着手									
総事業費 (億円)	—		残事業費(億円)	—						
目的・ 必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <p>・利根川では、主な洪水として昭和22年9月、昭和23年9月、昭和24年8月、昭和33年9月、昭和34年8月、昭和57年7月、昭和57年9月、平成10年9月に浸水被害等が発生している。</p> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <p>・洪水調節:利根川上流部に位置する既設6ダムを対象に、ダムの嵩上げを行い、容量振替、洪水調節方式の変更により、治水機能の増強を図る。</p> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <p>・政策目標:水害等災害による被害の軽減</p> <p>・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>									
便益の主な 根拠	—									
事業全体の 投資効率性	基準年度		—							
	B:総便益 (億円)	—	C:総費用 (億円)	—	B/C	—	B-C	—	EIRR (%)	—
残事業の 投資効率	B:総便益 (億円)	—	C:総費用 (億円)	—	B/C	—				
感度分析	残事業費(+10%~-10%)		—	—	—	残事業(B/C)		全体事業(B/C)		
	残工期(+10%~-10%)		—	—	—					
	資産(-10%~+10%)		—	—	—					
事業の 効果等	・利根川上流ダム群再編事業は、利根川上流部に位置する既設6ダムを対象に、ダムの嵩上げを行い、容量振替、洪水調節方式の変更により、治水機能の増強を図るものであり、現時点において本事業の具体的な内容の検討を行っている状況である。									
社会経済情 勢等の変化	・平成17年から平成22年までの間は、利根川の氾濫により浸水の恐れのある区域を含む市区町の人口は、ほぼ横ばいであり、大きな変化はない。									
事業の進捗 状況	<p>平成14年4月 実施計画調査着手</p> <p>平成18年2月 利根川水系河川整備基本方針策定</p> <p>平成22年9月 国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討について指示</p> <p>平成25年5月 利根川・江戸川河川整備計画策定</p> <p>新たな段階に入らず調査・地元説明を継続。</p>									
事業の進捗 の見込み	・利根川・江戸川河川整備計画の策定により、本事業によらずとも河川整備計画に定める目標の達成が可能であることが明らかになった。									
コスト縮減 や代替案立 案等の可能	・本事業によらずとも河川整備計画に定める目標の達成が可能である。									
対応方針	中止									
対応方針 理由	<p>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。</p> <p>・利根川・江戸川河川整備計画の策定により、本事業によらずとも河川整備計画に定める目標の達成が可能であり社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。よって、対応方針については「中止」とする。</p> <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)</p> <p>※2:社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。</p>									
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <p>・検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、「関東地方整備局事業評価監視委員会」への意見聴取を行い、対応方針(案)を決定した。</p> <p>&lt;群馬県の意見・反映内容&gt;</p> <p>対応方針(原案)について、特段の異存はない。</p> <p>県民の安心安全を確保するためには、利根川の治水安全度の向上は必要不可欠であり、昨年5月に策定された利根川・江戸川河川整備計画の治水対策メニューを早期に実現していただきたい。</p> <p>&lt;埼玉県の意見・反映内容&gt;</p> <p>対応方針(原案)については異存はない。</p> <p>しかしながら、昭和22年のカスリーン台風時に利根川が氾濫し甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川の治水対策は、県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題である。1日も早く河川整備計画の目標を実現し、さらに、利根川水系河川整備基本方針の洪水規模に対応した整備を早急に進めていただきたい。</p> <p>なお、河川整備計画に記載された事業の実施にあたっては、事前に関係機関と協議・調整し地元の意向を反映するよう努めるとともに、引き続きコスト縮減に留意し、効率的・効果的な整備をお願いする。</p> <p>&lt;関連資料リンク&gt;</p> <p>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第33回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配付資料一覧 <a href="http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinorikata/dai33kai/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinorikata/dai33kai/index.html</a></p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>・利根川水系河川整備基本方針の目標達成に向けた将来的な対応を検討する際には、これまでの利根川上流ダム群再編事業における検討内容も活用し検討する。</p>									

※3:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

# 利根川上流ダム群再編事業 位置図



事業名 (箇所名)	川上ダム建設事業	担当課 担当課長名	水管理・国土保全局治水課 大西 亘	事業 主体	独立行政法人水資源機構
実施箇所	三重県伊賀市				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施が生じた事業				
事業諸元	重力式コンクリートダム 堤高90m 堤頂長330m 総貯水容量 約31,000千m <sup>3</sup> 有効貯水容量約29,200千m <sup>3</sup>				
事業期間	昭和56年度実施計画調査着手/平成2年度建設事業着手				
総事業費 (億円)	約1,266	残事業費(億円)	約632		
目的・ 必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川水系の主要な洪水における明治18年出水、大正6年出水や昭和28年出水では、堤防決壊によるはん濫により洪水被害が発生している。また、昭和36年10月出水では淀川本川で計画高水流量を上回る大出水に見舞われ、諸所に漏水・表法の洗掘等の被害を受けている。平成25年9月出水では、木津川でははん濫危険水位を上回り、木津川支川で溢水する等の浸水被害を受けている。</li> <li>・伊賀地域では、既存施設の枯渇等や宅地開発、工業団地・各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。現在管理している水源においても、水源の枯渇や水質の悪化などにより使用できなくなっている水源が多数存在する。</li> <li>・木津川上流の既設ダムは、既に合計約8,881千m<sup>3</sup>の土砂が堆積しており、室生ダム以外の堆砂量は計画上の想定を上回るような堆砂が進んでおり、近年ではその傾向が顕著である。</li> </ul> <p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持(既設ダムの堆砂除去のための代替補給)</li> </ul> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策目標: 水害等災害による被害の軽減</li> <li>・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</li> </ul>				
便益の主な 根拠	<p>洪水調節に係る便益:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年平均浸水被害軽減戸数 : 平成35年～平成42年 574戸、平成43年～平成84年 423戸</li> <li>年平均浸水軽減面積 : 平成35年～平成42年 51ha、平成43年～平成84年 48ha</li> </ul> <p>流水の正常な機能の維持(既設ダムの堆砂除去のための代替補給)に係る便益:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流水の正常な機能の維持(既設ダムの堆砂除去のための代替補給)に関して川上ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上</li> </ul>				
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成26年度		
	B:総便益 (億円)	3,624	C:総費用 (億円)	1,490	B/C 2.4
残事業の 投資効率性	B:総便益 (億円)	3,233	C:総費用 (億円)	548	B/C 5.9
感度分析	全体事業(B/C)				残事業(B/C)
	残事業費(+10%~-10%)	2.4	~	2.5	5.5 ~ 6.4
	残工期(+10%~-10%)	2.3	~	2.5	5.7 ~ 6.1
	資産(-10%~+10%)	2.2	~	2.6	5.4 ~ 6.4
事業の 効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水調節 ダム地点の計画高水流量850m<sup>3</sup>/sのうち780m<sup>3</sup>/sの洪水調節を行い、淀川本川及び木津川沿川の洪水を防御する。</li> <li>・新規利水 三重県伊賀市への水道用水として、最大0.358m<sup>3</sup>/sの取水を可能とする。</li> <li>・流水の正常な機能の維持 前深瀬川及び木津川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。</li> <li>・既設ダムの堆砂除去のための代替補給 ダムが半永久的に機能するためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要であるため、木津川上流の既設ダム(高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム)におけるライフサイクルコスト低減の観点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量を川上ダムに確保する。</li> <li>・基本方針規模の洪水が発生した場合、淀川水系では、最大孤立者数(なんば線完成前・避難率0%)は約54万人、電力の停止による影響人口(なんば線完成前)は約49万人と想定されるが、事業実施後は、最大孤立者数(なんば線完成前・避難率0%)は約10万人、電力の停止による影響人口(なんば線完成前)は約9万人と被害軽減される。</li> </ul>				
社会経済情 勢等の変 化、事業 の進捗状 況(検証 対象ダム 事業等の 点検)	<p>・淀川流域は、大阪、京都の二大都市と、これらを囲む多くの都市を抱え、近畿圏の基盤をなす区域である。流域関連市町村の総人口は1,125万人(平成22年国勢調査)であり、木津川流域内の総人口は約42万人(平成22年国勢調査)である。これは全国の総人口1億2,806万人(平成22年国勢調査)の約9%(淀川流域)及び約0.3%(木津川流域)にあたり、近畿の総人口2,090万人(平成22年国勢調査)の約54%(淀川流域)あるいは約2%(木津川流域)を占めている。</p> <p>昭和56年度 実施計画調査着手 平成2年度 建設事業着手 平成4年度 川上ダム建設事業に関する事業実施計画 認可(平成5年1月) 平成11年度 川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第1回変更) 認可(平成11年10月) 平成19年度 淀川水系河川整備基本方針 策定(平成19年8月) 平成20年度 淀川水系河川整備計画 策定(平成21年3月) 平成22年度 「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」設置(平成23年1月) 平成22年度 川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第2回変更) 認可(平成23年2月)</p> <p>現在、転流工段階であり、代替県道工事等を実施中である。平成26年3月末現在で進捗率は49% (事業費ベース:総事業費1,266億円に対する進捗率)</p> <p>【検証対象ダム事業等の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費及び工期の点検について、現在保有している技術情報等の範囲内で、「川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第2回変更)[平成23年2月]」に定められている総事業費及び工期について点検を行った結果、平成27年度以降を対象とした残事業費は、約632億円であることを確認し、それを今回の検証に用いた。また、完成までの工期については、本体関連工事の公告から事業完了までに概ね6年を要する見込みで、その他、本体関連工事着手までに諸手続き、各種補償に2年程度かかることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。</li> </ul>				
	<p>【目的別の検討】</p> <p>「洪水調節」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標および河川整備計画相当の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、5案の治水対策案を抽出した。</li> <li>(1)川上ダム案</li> <li>(2)河道の掘削案</li> <li>(3)既設ダムのかさ上げ案</li> <li>(4)利水容量買い上げ案</li> <li>(5)流域を中心とした対策案</li> <li>・7つの評価軸について評価した。</li> <li>・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「川上ダム案」が有利と評価した。</li> </ul>				

事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性	<p>「新規利水」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、伊賀市の必要な開発量は、水道用水0.358m<sup>3</sup>/sであることを確認した。</li> <li>・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。</li> <li>・利水参画予定者に確認した必要な開発量を確保することを基本として立案し、8案の新規利水対策案を抽出した。</li> </ul> <p>(1)川上ダム案 (2)ため池案 (3)水系間導水案 (4)1ダム活用案 (5)2ダム活用案 (6)青蓮寺用水活用案 (7)ダムかさ上げと2ダム活用案 (8)ダムかさ上げとため池案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6つの評価軸について評価した。</li> <li>・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「川上ダム案」が有利と評価した。</li> </ul> <p>「流水の正常な機能の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画相当の目標を達成することを基本として立案し、5案の流水の正常な機能の維持対策案を抽出した。</li> </ul> <p>(1)川上ダム案 (2)ダムかさ上げ案 (3)水系間導水案 (4)1ダム活用案 (5)2ダム活用案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6つの評価軸について評価した。</li> <li>・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「川上ダム案」が有利と評価した。</li> </ul> <p>「既設ダムの堆砂除去のための代替補給」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画において想定している川上ダムに8,300千m<sup>3</sup>の容量を確保することを基本として立案し、9案の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案を抽出した。</li> </ul> <p>(1)川上ダム案 (2)ため池案 (3)ダムかさ上げ案 (4)水系間導水案 (5)3ダム活用案 (6)高山ダム最大限活用案 (7)貯砂ダム案 (8)バイパス案 (9)浚渫案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6つの評価軸について評価した。</li> <li>・各評価軸についての評価を行った上で、目的別の総合評価を実施した結果、「川上ダム案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」が有利と評価した。</li> </ul> <p>【検証対象ダムの総合的な評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。</li> <li>・洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持について最も有利な案は「川上ダム案」となり、既設ダムの堆砂除去のための代替補給について有利な案は「川上ダム案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」であった。</li> <li>・目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しなかったため、既設ダムの堆砂除去のための代替補給の3案について比較を行い、検証対象ダムの総合的な評価において、最も有利な案は「川上ダム案」であると評価した。</li> </ul>
対応方針	継続
対応方針理由	<p>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に「中間とりまとめ」(※1)の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。総合的な評価として、現計画案(川上ダム案)が優位としている検討主体の対応方針(案)「継続」は妥当であると考えられる。よって、対応方針については「継続」とする。</p> <p>※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)</p>
その他	<p>〈第三者委員会の意見・反映内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川上ダム建設事業の対応方針(原案)について、「近畿地方整備局事業評価監視委員会」に対して意見聴取を行い、対応方針(案)を決定した。</li> </ul> <p>〈関係地方公共団体の長からの意見・反映内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係地方公共団体の長に対して意見聴取を行い、継続することが妥当であり、コスト削減に努め、早期に完成させるべきなどのご意見を頂いた。</li> </ul> <p>〈関係利水者からの意見・反映内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係利水者に対して意見聴取を行い、継続することが妥当であり、本体工事に早期着手し、さらなるコスト削減と工期短縮に努められたいなどのご意見を頂いた。</li> </ul> <p>〈情報公開、意見聴取等の進め方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討過程において、「川上ダムの関係地方公共団体からなる検討の場」等を公開するなど情報公開を行った。</li> <li>・パブリックコメントの実施や学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者への意見聴取を行った。</li> </ul> <p>〈関連資料リンク〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 第33回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 配付資料一覧 <a href="http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/dai33kai/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tisuinoarikata/dai33kai/index.html</a></li> </ul>

※2:本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検証結果の報告書」等に基づき作成している。



# 川上ダム建設事業 位置図



川上ダム建設事業

凡 例

	ダム及び貯水池
	集水区域
	洪水氾濫防止区域
	都市用水補給区域
	治水基準点

